

改正信託業法の概要

(改正前)

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関

(改正後)



1 受託可能財産の範囲の拡大

- 財産権一般を受託可能化

2 信託業の担い手の拡大

◎ 基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

◎ 主なルール整備

○ 参入基準

・ 信託会社の業務内容に応じ区分：

i) 一般の信託会社（免許制）

ii) 管理型信託会社（登録制・3年毎の更新）

（注）グループ企業内の信託は届出のみで可

・ 参入基準の内容：

- 最低資本金

- 人的構成 等

○ 組織形態

・ 株式会社が基本

・ TLO (Technology Licensing Organization) については、株式会社以外も可

○ 行為規制等

・ 営業保証金の供託

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 業務の第三者委託に関するルール整備

・ 兼業制限

・ 監督規制

・ 受託者責任（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務） 等

○ ディスクロージャー

・ 市場への情報開示

・ 受益者に対する信託財産についての情報開示

3 信託サービスの利用者の窓口の拡大

○ 信託契約代理店制度の創設

・ 信託契約の締結の代理又は媒介

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 登録制（法人・個人とも可）

・ 所属信託会社による損害賠償責任

○ 信託受益権販売業者制度の創設

・ 信託受益権の販売又はその代理・媒介

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 登録制（法人・個人とも可、3年毎の更新）

・ 営業保証金の供託

4 その他

・ 外国の信託会社が免許・登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備

・ その他関係法律を整備

・ 施行日：平成16年12月30日